

令和7年10月31日

保護者の皆様へ

大阪市立佃中学校  
校長 中西 啓

## 防寒着の着用について

朝夕めっきりと冷え込む季節となりましたが、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと存じます。平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りまことにありがとうございます。

さて、防寒着の着用について、下記のように定めておりまますのでご理解、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

### 記

1. 防寒着着用期間 11月4日（火）～ 3月22日（金）修了式

2. 防寒着の種類 手袋、マフラー、ネックウォーマー（色の規定はありません）  
ストッキング、タイツ、ウィンドブレーカー、ひざ掛け

3. その他

- ・ 防寒着は、登下校のみの着用とする。正門で着脱し、校舎内では着ない。
- ・ 必ず冬の標準服の上に、防寒着を着る。
- ・ スクールベスト、セーター、カーディガンは学校指定のものとする。また、旧標準服の場合は、華美でなく無地であれば、指定外のセーター、カーディガンも許可する。ただし、指定外のものは、必ず標準服の下に着用し、袖口やすそ等から見えないようにすること。
- ・ ストッキング、タイツは、つま先または足首までの長さのもので、色はうすだいだい、または、黒とします。また、ストッキング、タイツを着用する際も、靴下を着用すること。
- ・ ウィンドブレーカーは学校指定外のものを使用可能です。部活動で使用しているものや個人持ちのものでも、学校指定に準じたもの（ジャンパー、ダウン、トレーニングウェア、ニット生地のものは不可）であれば使用してもかまいません。ただし、高価なものを避け、裏地のタグ等に記名すること。校内では使用せず、教室のリュックサックまたはナップザックの中に入れておく。
- ・ 教室内でのひざかけの使用も許可しています。色の規定はありません。また、使い方については、各教室に掲示しますので、確認してください。